

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月13日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	株式会社コラボス
【英訳名】	Collabos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 茂木 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【電話番号】	03 5623 3391
【事務連絡者氏名】	取締役 青本 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【電話番号】	03 5623 3391
【事務連絡者氏名】	取締役 青本 真人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第2四半期累計期間	第14期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (千円)	773,132	1,482,085
経常利益 (千円)	114,368	175,694
四半期(当期)純利益 (千円)	75,377	107,072
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	300,234	298,450
発行済株式総数 (株)	702,400	694,400
純資産額 (千円)	1,007,231	901,684
総資産額 (千円)	1,283,203	1,203,176
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	107.84	201.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	92.47	199.88
1株当たり配当額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	76.4	74.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	114,234	316,166
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	125,257	97,712
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	7,222	241,600
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	640,870	644,671

回次	第15期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	54.50

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等については記載しておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 当社は、第14期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第14期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、中国をはじめとする新興国・資源国経済の景気減速による世界貿易の停滞の影響から、輸出が力強さを欠く状況が続いており、それを受け、企業においては幅広い業種での在庫調整の動きが重なり、鉱工業生産でも引き続き弱含みの状況となっております。また、輸出の伸び悩みや在庫調整の長期化から、設備投資については、一部が先送りされている可能性もあり、先行きは持ち直しが見込まれるものの、ペースは緩慢となる見通しであります。一方、企業収益においては、原油安や為替相場の動きに支えられ、経常利益は改善を維持、それに伴う人手不足感が根強いことも背景となり、雇用環境においても改善が続いていく見通しであり、景気の自律的拡大は持続し、緩やかなペースでの回復が見込まれております。

当社が属するクラウドサービス市場においては、「クラウドファースト」がより一層浸透しており、システム構築の際にはクラウドが常に念頭に置かれ、高い信頼性や耐障害性を求められるような場面においてもクラウドへの移行が見られるなど、今後も持続的な需要と促進が見込まれており、2019年度の市場規模は約2兆円を超えとも言われております。

このような環境下、当社はコールセンター向けにクラウドサービスを提供しておりますが、その中でも主力商品である@nyplace（IPネットワークを利用した電話交換機機能をクラウドで提供するインバウンド向けのサービス）を中心に売上高は順調に推移しており、COLLABOS PHONE（インターネット環境を利用したソフトフォンをベースとした電話交換機機能をクラウドで提供するサービス）やCOLLABOS CRM（コールセンター業務に特化したインバウンド向け顧客管理システムをクラウドで提供するサービス）、COLLABOS CRM Outbound Edition（コールセンター業務に特化したアウトバウンド向け顧客管理システムをクラウドで提供するサービス）等のユーザビリティの高い商品もそれぞれ順調に推移した結果、売上高は@nyplace関連で593,070千円、COLLABOS PHONEで52,136千円、COLLABOS CRMで91,606千円、COLLABOS CRM Outbound Editionで19,556千円、その他売上高で16,763千円となり、第2四半期累計期間で売上高は773,132千円となりました。営業利益は113,598千円、経常利益は114,368千円、四半期純利益は75,377千円となりました。

なお、当社は前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

当第2四半期累計期間における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

売上高

当第2四半期累計期間は、@nyplace関連のコールセンター席数は順調に推移し、411席増加し5,114席となり売上高は593,070千円となりました。COLLABOS PHONEのチャネル数（同時回線接続数）は61チャネル増加し652チャネルとなり売上高は52,136千円となりました。COLLABOS CRMの利用ID数は128ID増加し2,470IDとなり売上高は91,606千円、COLLABOS CRM Outbound Editionの利用ID数は19ID減少し520IDとなり売上高は19,556千円となりました。その他売上高は16,763千円となり、第2四半期累計期間で売上高は773,132千円となりました。

売上原価

当第2四半期累計期間の売上原価は、440,021千円となりました。主に各サービスそれぞれで回線料、ネットワーク機器等設備の保守費用、ホスティング費用、顧客毎のコールフロー設定等の作業費用、ソフトウェア及びハードウェアの償却費用等が発生し、@nyplace関連で297,646千円、COLLABOS PHONEで63,672千円、COLLABOS CRM（含む、Outbound Edition）で68,549千円となりました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、219,512千円となりました。主な内訳は、人件費131,159千円、業務委託費、広告宣伝費、家賃等の人件費以外の経費88,353千円であります。

(2) 財政状態の分析

資産・負債及び純資産の状況

(資産)

当第2四半期会計期間末における総資産は、前年度末に比べて80,027千円増加し、1,283,203千円となりました。主な要因は、売掛金の回収および新株予約権の発行に伴う現金及び預金の増加であります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債は、前年度末に比べて25,519千円減少し、275,972千円となりました。主な要因は、未払法人税等の支払いによる減少、借入金返済による減少によるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産の部は、前年度末に比べて105,547千円増加し、1,007,231千円となりました。主な要因は、利益剰余金が75,377千円増加、ストックオプションの発行および行使により新株予約権が26,602千円増加、資本金及び資本剰余金が合計して3,567千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物の期末残高は、前事業年度末と比べて3,801千円減少し、640,870千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動の結果得られた資金は、114,234千円となりました。この主な要因は、税引前当期純利益114,308千円の計上に加え、減価償却費の計上61,448千円、売上債権の減少要因があった一方で、法人税等の支払額50,743千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動の結果支出した資金は、125,257千円となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出が100,000千円あったことに加え、COLLABOS CRM、COLLABOS PHONEのバージョンアップや新機能追加に伴う無形固定資産の取得による支出が23,975千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動の結果得られた資金は、7,222千円となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出が8,328千円、リース債務の返済による支出が14,619千円あった一方で、新株予約権の発行による収入が26,650千円あったことによるものであります。

(3) 事業及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,998,400
計	1,998,400

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	702,400	702,500	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式であ り、単元株式数は100 株であります。
計	702,400	702,500		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成27年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権

決議年月日	平成27年7月24日
新株予約権の数(個)	1,100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 6,290(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成37年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,290 資本組入額 3,145
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成28年3月期乃至平成30年3月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

平成28年3月期及び平成29年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100%

平成29年3月期及び平成30年3月期の営業利益の累積額が500百万円を超過した場合

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50%

ただし、平成28年3月期及び平成29年3月期の営業利益が一度でも220百万円を下回った場合、全て権利行使不可とする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4.

（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権

決議年月日	平成27年7月24日
新株予約権の数(個)	225
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 6,290(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月31日 至 平成37年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,290 資本組入額 3,145
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割(または株式併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(但し、上記(注)2.に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれが遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成27年7月1日～ 平成27年9月30日 (注)1	3,600	702,400	802	300,234	802	280,234

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成27年10月1日から平成27年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行株式総数が100株、資本金及び資本準備金がそれぞれ22,295円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
茂木 貴雄	東京都世田谷区	247,300	35.20
コムテック株式会社	神奈川県小田原市城山3丁目8-17	108,100	15.39
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	25,100	3.57
茂木 一男	千葉県千葉市美浜区	20,000	2.84
株式会社アドバンスト・メディア	東京都豊島区東池袋3丁目1-4号 サンシャインシティ文化会館6階	18,700	2.66
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	14,500	2.06
株式会社アイカム	東京都文京区後楽2丁目3-28	11,300	1.60
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	9,900	1.40
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	8,300	1.18
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	8,200	1.16
計	-	471,400	67.11

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 701,900	7,019	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 500	-	-
発行済株式総数	702,400	-	-
総株主の議決権	-	7,019	-

(注)新株予約権の行使により、当第2四半期会計期間末における発行済株式総数は3,600株増加し、702,400株となっております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

なお、当四半期報告書は、第2四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前年同四半期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	644,671	740,870
売掛金	180,540	169,383
前払費用	7,260	12,891
繰延税金資産	6,646	6,646
その他	-	83
貸倒引当金	-	152
流動資産合計	839,118	929,722
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,078	4,078
減価償却累計額	3,915	3,935
建物(純額)	163	142
工具、器具及び備品	336,163	335,964
減価償却累計額	285,524	294,360
工具、器具及び備品(純額)	50,639	41,603
リース資産	130,033	156,657
減価償却累計額	37,856	51,953
リース資産(純額)	92,176	104,703
有形固定資産合計	142,979	146,450
無形固定資産		
ソフトウェア	105,895	72,649
ソフトウェア仮勘定	53,319	72,516
その他	414	414
無形固定資産合計	159,630	145,581
投資その他の資産		
差入保証金	25,949	25,949
破産更生債権等	547	121
繰延税金資産	35,499	35,499
貸倒引当金	547	121
投資その他の資産合計	61,448	61,448
固定資産合計	364,058	353,481
資産合計	1,203,176	1,283,203

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	45,214	39,527
短期借入金	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	13,912	5,584
リース債務	26,288	31,541
未払金	19,207	17,743
未払費用	3,393	4,114
未払法人税等	50,429	38,618
未払消費税等	25,781	14,157
前受金	2,081	2,040
賞与引当金	8,000	8,500
役員賞与引当金	2,000	-
その他	2,109	2,165
流動負債合計	228,418	193,993
固定負債		
リース債務	73,073	81,978
固定負債合計	73,073	81,978
負債合計	301,491	275,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	298,450	300,234
資本剰余金	278,450	280,234
利益剰余金	324,402	399,779
株主資本合計	901,303	980,247
新株予約権	381	26,984
純資産合計	901,684	1,007,231
負債純資産合計	1,203,176	1,283,203

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
売上高	773,132
売上原価	440,021
売上総利益	333,111
販売費及び一般管理費	219,512
営業利益	113,598
営業外収益	
受取利息	58
受取手数料	38
違約金収入	1,920
営業外収益合計	2,017
営業外費用	
支払利息	1,248
営業外費用合計	1,248
経常利益	114,368
特別損失	
固定資産除却損	59
特別損失合計	59
税引前四半期純利益	114,308
法人税等	38,931
四半期純利益	75,377

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	114,308
減価償却費	61,448
固定資産除却損	59
貸倒引当金の増減額(は減少)	273
賞与引当金の増減額(は減少)	1,500
受取利息及び受取配当金	58
支払利息	1,248
売上債権の増減額(は増加)	11,582
仕入債務の増減額(は減少)	5,687
その他	14,946
小計	166,182
利息及び配当金の受取額	58
利息の支払額	1,263
法人税等の支払額	50,743
営業活動によるキャッシュ・フロー	114,234
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	1,282
無形固定資産の取得による支出	23,975
定期預金の預入による支出	100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	125,257
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	8,328
株式の発行による収入	3,520
リース債務の返済による支出	14,619
新株予約権の発行による収入	26,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,222
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,801
現金及び現金同等物の期首残高	644,671
現金及び現金同等物の四半期末残高	640,870

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給料手当	73,056千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	740,870千円
預入期間が3か月を超える定期預金	100,000千円
現金及び現金同等物	640,870千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社は、クラウドサービス事業を提供する単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 2 四半期累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 9 月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	107.84円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額 (千円)	75,377
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	75,377
普通株式の期中平均株式数 (株)	698,960
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	92.47円
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額 (千円)	-
普通株式増加数 (株)	116,210
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第 8 回新株予約権 1,100 個 普通株式 110,000 株 第 9 回新株予約権 225 個 普通株式 22,500 株 なお、概要は「第 3 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(注) 当社は、第 14 期第 2 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第 14 期第 2 四半期累計期間に係る 1 株当たり情報については記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月13日

株式会社コラボス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コラボスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（平成27年7月1日から平成27年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コラボスの平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。